

○狭山市駅西口駐車場条例

平成21年9月16日

条例第25号

(設置)

第1条 本市は、自動車を利用する者の利便の増進を図り、もって道路交通の円滑化とまちの活性化に寄与するため、狭山市駅西口駐車場（以下「駐車場」という。）を狭山市入間川1丁目3番5号に設置する。

(利用時間)

第2条 駐車場の利用時間は、午前零時から午後12時までとする。

(駐車場を利用できる自動車等)

第3条 駐車場を利用できる車両（以下「自動車等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 普通自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）

第3条に規定する普通自動車であって、長さ4.9メートル、幅1.9メートル、高さ2.1メートルをそれぞれ超えないもの

(2) 自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付のものを除く。）

(3) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（三輪のものを除く。）

(使用料等)

第4条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定めるところにより、自動車等を出庫するとき、使用料を納付しなければならない。ただし、次項の回数券又は定期券による利用者は、別表に定めるところにより、これらを購入するときに使用料を納付しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、別表に定めるところにより、回数券及び定期券を発行することができる。

3 市長は、前項の定期券の発行に当たっては、駐車場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することはできない。

(利用料金等)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に駐車場の管理を行わせる場合にお

いては、利用者は、自動車等を出庫するときに、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、別表に定める額の範囲内において、回数券及び定期券を発行することができる。

4 前項の回数券及び定期券による利用者は、これらを購入するときに利用料金を納付しなければならない。

5 指定管理者は、第3項の定期券の発行に当たっては、駐車場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することはできない。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（使用料の減免）

第6条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（駐車拒否）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車等の駐車を拒否することができる。

（1）駐車場の構造上又は管理上駐車を不相当と認めたとき。

（2）発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているとき。

（3）この条例、この条例に基づく規則その他市長が駐車場の管理に関し定めた事項に違反し、又は駐車場の係員の指示に従わないとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（損害賠償）

第9条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用に際して、駐車場の施設又は設備を汚損し、き損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（利用の休止）

第10条 市長は、駐車場の補修その他管理上特に必要があると認めるときは、駐車

場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(利用の制限)

第11条 定期券による利用者以外の者は、駐車場へ自動車等を入庫した日から引き続き7日を超えて当該自動車等を駐車してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(違反自動車等に対する措置)

第12条 市長は、この条例、この条例に基づく規則その他市長が駐車場の管理に関し定めた事項に違反した自動車等が駐車場内に駐車されている場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 駐車場の利用に関する業務

(2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、駐車場の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第6条、第7条、第8条各号列記以外の部分及び第4号、第10条並びに第11条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第10条中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第13条第4項（第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と読み替える部分に限る。）の規定は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 普通自動車に係る使用料額表

| 入庫から出庫までの時間数 | 金額 |
|--------------|-----------------|
| 30分を超え8時間まで | 30分まで増すごとに 100円 |
| 8時間を超え24時間まで | 1,500円 |

備考

- 1 入庫から出庫までの時間数が30分までは、無料とする。
- 2 入庫から出庫までの時間数が24時間を超える場合の使用料の額は、1,500円に、24時間（入庫した時間から起算して最初の24時間を除く。）を経過すごとに1,500円を加算した額とする。ただし、入庫から出庫までの時間数を24時間で除した場合において、24時間未満の端数が生じたときは、当該加算した額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を加算した額とする。

(1) 当該端数に相当する時間数が7時間30分以下の場合 30分まで増すごとに100円

(2) 当該端数に相当する時間数が7時間30分を超え24時間未満の場合 1,500円

2 自動二輪車及び原動機付自転車に係る使用料額表

| 入庫から出庫までの時間数 | 金額 | |
|--------------|-------|---------|
| | 自動二輪車 | 原動機付自転車 |
| 1時間を超え24時間まで | 400円 | 300円 |

備考

- 1 入庫から出庫までの時間数が1時間までは、無料とする。
- 2 入庫から出庫までの時間数が24時間を超える場合の使用料の額は、自動二輪車にあつては400円に、原動機付自転車にあつては300円に、24時間（入庫した時間から起算して最初の24時間を除く。）まで増すごとに、自動二輪車にあつては400円を、原動機付自転車にあつては300円を加算した額とする。

3 回数券に係る使用料額表

| 種類 | 金額 |
|-------------------|---------|
| 回数券（100円券11枚つづり） | 1,000円 |
| 回数券（100円券120枚つづり） | 10,000円 |

備考 入庫から出庫までの時間数に応じて、自動車にあつては別表第1項により、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては別表第2項により、それぞれ算出した金額に相当する枚数の回数券を出庫の際に納付する。

4 定期券に係る使用料額表

(1) 自動車

| 駐車場の階 | 金額 |
|-------|------------|
| 屋上階 | 月額 12,000円 |
| その他の階 | 月額 15,000円 |

(2) 自動二輪車及び原動機付自転車

| 種別 | 金額 |
|---------|-----------|
| 自動二輪車 | 月額 6,000円 |
| 原動機付自転車 | 月額 4,000円 |